

R8.9.3 提出分

区 分	議案No.	議 案 名	説明者	担当課
議案	条例	62 雲南市行政手続条例の一部を改正する条例について ・行政手続法の改正に伴い、聴聞の通知の方式等を改めるため条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	総務部総務課
		63 雲南市印鑑条例の一部を改正する条例について ・印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、特定在留カード等の追加をするため条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	市民生活課
		64 雲南市病院事業等に関する条例の一部を改正する条例について ・病床数の変更に伴い、条例を改正するもので、議会の議決を求めるものです。	副市長	市立病院 総務課
	一般 事件	65 起債道路整備事業市道霞町野竹線（仮称）中原橋上部工工事請負契約について ・起債道路整備事業市道霞町野竹線（仮称）中原橋上部工工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び雲南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長	建設工務課
		66 公共土木施設災害復旧事業多久和六重線道路施設災害復旧工事請負契約の変更について ・公共土木施設災害復旧事業多久和六重線道路施設災害復旧工事請負契約を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び雲南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長	建設工務課
		67 公営住宅建設事業市営住宅中村団地建設2工区（建築主体）工事請負契約について ・公営住宅建設事業市営住宅中村団地建設2工区（建築主体）工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び雲南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長	建築住宅課
		68 財産の取得について ・除雪タイヤドーザ8t級（1台）の購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び雲南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。	副市長	土木維持課
		69 損害賠償の額を定めることについて ・治療器具の破折・残存に伴う損害に対し、地方公営企業法第40条第2項及び雲南市病院事業等に関する条例第8条の規定により適用する地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。	市立病院 事務部長	市立病院 総務課
		70 令和7年度雲南市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について ・地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和7年度雲南市水道事業会計決算に伴う利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和7年度雲南市水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	上下水道局長	上下水道局 総務課
		71 令和7年度雲南市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について ・地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和7年度雲南市下水道事業会計決算に伴う利益の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和7年度雲南市下水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	上下水道局長	上下水道局 総務課

区 分	議案No.	議 案 名	説明者	担当課
予算	72	令和8年度雲南市一般会計補正予算（第3号） ・補正額 493,000千円 補正後の額 32,890,000千円	歳入は総務部長 歳出は各部長	財政課
	73	令和8年度雲南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） ・補正額 12,860千円 補正後の額 4,093,860千円	市民環境部長	財政課
	74	令和8年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） ・補正額 29,537千円 補正後の額 1,454,537千円	市民環境部長	財政課
	75	令和8年度雲南市水道事業会計補正予算（第2号） 【収益的収支】 ・水道事業収益 補正額 △2,400千円 補正後の額 1,257,350千円 ・水道事業費用 補正額 △2,134千円 補正後の額 1,226,930千円	上下水道局長	上下水道局 総務課
	76	令和8年度雲南市下水道事業会計補正予算（第2号） 【収益的収支】 ・下水道事業収益 補正額 11,263千円 補正後の額 2,007,819千円 ・下水道事業費用 補正額 1,031千円 補正後の額 2,011,139千円	上下水道局長	上下水道局 総務課
	77	令和8年度雲南市病院事業会計補正予算（第2号） 【収益的収支】 ・病院事業収益 補正額 80,417千円 補正後の額 5,406,073千円 ・病院事業費用 補正額 ▲30,877千円 補正後の額 6,229,637千円 【資本的収支】 ・資本的収入 補正額 ▲2,820千円 補正後の額 379,257千円 ・資本的支出 補正額 2,236千円 補正後の額 638,560千円	市立病院 事務部長	市立病院 経営課
同意	20	雲南市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ・任期満了に伴う雲南市教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。	副市長	人事課
認定	1	令和7年度雲南市一般会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度雲南市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課
	2	令和7年度雲南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度雲南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課
	3	令和7年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度雲南市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課
	4	令和7年度雲南市農業労働災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度雲南市農業労働災害共済事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課

区 分		議案No.	議 案 名	説明者	担当課
		5	令和7年度雲南市財産区特別会計歳入歳出決算認定について ・地方自治法第233条第3項の規定により、令和7年度雲南市財産区特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	会計管理者	会計課
		6	令和7年度雲南市病院事業会計決算認定について ・地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和7年度雲南市病院事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。	市立病院事務部長	市立病院経営課
	諮問	3	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長	人権推進室
		4	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長	人権推進室
		5	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて ・人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長が市議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦するものです。	総務部長	人権推進室
	報告	8	議会の委任による専決処分の報告について ・議会の議決を経た「農業用施設災害復旧事業令和6年災第101/74号（道路）災害復旧工事請負契約」について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において委任されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。	建設部長	農地整備課
		9	雲南市土地開発公社の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	政策企画部長	政策推進課
		10	雲南都市開発株式会社の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	産業観光部長	商工振興課
		11	株式会社キラキラ雲南の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	教育部長	社会教育課
		12	公益財団法人鉄の歴史村地域振興事業団の経営状況の報告について ・地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を議会に報告するものです。	教育部長	文化財課
		13	市有林の信託に係る事務処理状況の報告について ・地方自治法第243条の3第3項の規定により、雲南市有林の信託に係る事務処理状況を議会に報告するものです。	農林振興部長	林業振興課
		14	令和7年度決算に基づく健全化判断比率の報告について ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、決算に基づく健全化判断比率を議会に報告するものです。	総務部長	財政課
		15	令和7年度決算に基づく資金不足比率の報告について ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業の決算に基づく資金不足比率を議会に報告するものです。	総務部長	財政課